

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 ○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七条第十四号の政令で定める事項）          第六条の二 法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるものとする。</p> <p>（住民票の写しを交付する場合の記載）          第十五条 市町村長は、法第十二条第一項、法第十二条の二第一項又は法第十二条の三第一項若しくは第二項の規定により住民票の写しを交付する場合には、その末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。</p> <p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）          第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 弁護士（弁護士法人を含む。）にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（</p>	<p>（法第七条第十四号の政令で定める事項）          第六条の二 法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、住民の福祉の増進に資する事項で、法第十二条第一項若しくは第二項の規定による住民票の写し（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書の交付の請求により個人の秘密を侵すおそれがないと認められるものうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であると認めるものとする。</p> <p>（法第十二条第一項又は第二項の規定による住民票の写しの交付）          第十五条 市町村長は、法第十二条第一項又は第二項の規定により住民票の写しを交付する場合には、その末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

- 弁護士法人については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）
- 二 司法書士（司法書士法人を含む。）にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）
- 三 土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務
- 四 税理士（税理士法人を含む。）にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
- 五 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）
- 六 弁理士（特許業務法人を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手續（不服申立てに限る。）、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手續（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手續（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第

六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（特許業務法人については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

（法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項）

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
  - 二 法第十二条の四第一項の請求をした者（次号において「請求者」という。）の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票コード
  - 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者のうち、法第十二条の四第一項の請求に係る住民票の写しに記載する者
  - 四 法第七条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求の有無
- 2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、住民票に記載されている同条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項）とする。

（法第十二条の四第一項の規定による住民票の写しの交付）

第十五条の四 交付地市町村長（法第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長をいう。次項において同じ。）は、同条第四項の規定により住民票の写しを作成する場合には、同条第三項の規定による通知に基づかなければならない。

（法第十二条の二第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項）

第十五条の二 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十二条の二第一項の請求があつた旨
  - 二 法第十二条の二第一項の請求をした者（次号において「請求者」という。）の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票コード
  - 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者のうち、法第十二条の二第一項の請求に係る住民票の写しに記載する者
  - 四 法第七条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求の有無
- 2 法第十二条の二第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、住民票に記載されている同条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項）とする。

（法第十二条の二第一項の規定による住民票の写しの交付）

第十五条の三 交付地市町村長（法第十二条の二第二項に規定する交付地市町村長をいう。次項において同じ。）は、同条第四項の規定により住民票の写しを作成する場合には、同条第三項の規定による通知に基づかなければならない。

2 交付地市町村長は、前項の規定により作成した住民票の写しの末尾に、法第十二条の四第一項に規定する住所地市町村長から当該請求に係る住民票に記載されている事項が同条第三項の規定により通知され、当該住民票の写しが当該通知に基づき作成されたものである旨を記載しなければならぬ。

(住民票に関する規定の準用)

第二十一条 第十五条の二の規定は、法第二十条第五項において準用する法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務について準用する。

2 第二条、第十五条、第十六条及び第十七条の規定は、戸籍の附票について準用する。この場合において、第二条中「第六条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と、「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び法務大臣」と、第十五条中「法第十二条第一項、法第十二条の二第一項又は法第十二条の三第一項若しくは第二項の規定により住民票の写し」とあるのは「戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類）」と、第十七条第二項中「第六条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と読み替えるものとする。

(届出の方式)

第二十六条 法の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面で行なければならない。

(指定都市に関する法の特例)

第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法

2 交付地市町村長は、前項の規定により作成した住民票の写しの末尾に、法第十二条の二第一項に規定する住所地市町村長から当該請求に係る住民票に記載されている事項が同条第三項の規定により通知され、当該住民票の写しが当該通知に基づき作成されたものである旨を記載しなければならぬ。

(住民票に関する規定の準用)

第二十一条 第二条、第十五条、第十六条及び第十七条の規定は、戸籍の附票について準用する。この場合において、第二条中「第六条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と、「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び法務大臣」と、第十五条中「法第十二条第一項又は第二項の規定により住民票の写し」とあるのは「戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類）」と、第十七条第二項中「第六条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と読み替えるものとする。

(届出の方式)

第二十六条 法の規定による届出は、届出人の住所及び届出の年月日が記載され、並びに届出人が署名し、又は記名押印した書面で行なければならない。

(指定都市に関する法の特例)

第三十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条

第六條第一項、法第七條第八号、法第九條第一項、法第十條、法第十一條第三項、法第十一條の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二條第三項から第六項まで、法第十二條の二第三項及び第四項、法第十二條の三第五項から第八項まで、法第十五條第二項及び第三項、法第十六條第一項、法第十七條の二第二項、法第十九條、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五條、法第二十七條第二項及び第三項、法第三十條の二、法第三十條の三第三項及び第四項、法第三十四條並びに法附則第四條第一項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二條の二第一項並びに第十二條の三第一項及び第二項	市町村長	区長	(略)
	市町村が備える住民基本台帳		
第十二條の四第一項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	(略)

の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）に対する法第六條第一項、法第七條第八号、法第九條第一項、法第十條、法第十一條第三項、法第十一條の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二條第四項及び第五項、法第十五條第二項及び第三項、法第十六條第一項、法第十七條の二第二項、法第十九條、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五條、法第三十條の二、法第三十條の三第三項及び第四項、法第三十四條並びに法附則第四條第一項の規定の適用については、それぞれ区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2 指定都市について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二條第二項	市町村長	区長	(略)
	市町村が備える住民基本台帳		
第十二條の二第一項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	(略)

	第十二条の四第二項	第十二条の四第五項	(略)	第十二条第一項	第二十條第二項から第四項まで		
市町村長に対し	受けた市町村長	交付地市町村長又は住所地市町村長	(略)	備える市町村の市町村長	市町村長	市町村が備える戸籍の附票	
市町村長（指定都市にあつては、区長）に対し	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	交付地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は住所地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）	(略)	作成した区長	区長	区長が作成した戸籍の附票	

	第十二条の二第二項	第十二条の二第五項	(略)	第十二条第一項			
市町村長に対し	受けた市町村長	交付地市町村長又は住所地市町村長	(略)	市町村長	市町村が備える戸籍の附票の写し		
市町村長（指定都市にあつては、区長）に対し	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	交付地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）又は住所地市町村長（指定都市にあつては、市長。以下この項において同じ。）	(略)	区長	区長が作成した戸籍の附票の写し		

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（法附則第六条第三項の政令で定める法律の規定等）</p> <p>第十二条 法附則第六条第三項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百八条、第百十一条第六項、第百十三条第五項及び第百十八条</p> <p>二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項及び第十六条において同じ。）</p> <p>及び第三十一条第三項</p> <p>三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十七条</p> <p>四 法第二十九条の二</p> <p>2 法附則第六条第三項の規定により住民基本台帳法第七条第十一号の二の規定を適用する場合には、同号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>（法附則第六条第三項の政令で定める法律の規定等）</p> <p>第十二条 法附則第六条第三項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百八条、第百十一条第六項、第百十三条第五項及び第百十八条</p> <p>二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条、第十二条第四項並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項及び第十六条において同じ。）</p> <p>第二十九条の二及び第三十一条第三項</p> <p>三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十七条</p> <p>四 法第二十九条の二</p> <p>2 法附則第六条第三項の規定により住民基本台帳法第七条第十一号の二の規定を適用する場合には、同号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」とする。</p>